

## 北九州港港湾脱炭素化推進協議会規約

### (設置)

第1条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十条の三第一項の規定に基づき、北九州港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 北九州港では、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）の形成を推進している。

協議会は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図る北九州港港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、官民及び企業間の連携による脱炭素化に資する新たな事業の創出等を図るなど、CNP形成に向けた取組を進める。

### (所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北九州港港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- (2) 北九州港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- (3) 北九州港港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、法第五十条の三第二項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。ただし、事務局が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

2 協議会には会長1名を置くものとし、北九州市港湾空港局長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

5 会長が必要と認めるときは、構成員に代わるものを協議会に出席させることができる。

### (会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に、協議を行う事項を通知しなければならない。

3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむを得ない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を会長に報告するものとする。

4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

6 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。

7 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。

3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 構成員等及び第5条6項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、特定の事項を処理するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課及び北九州市環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和5年3月1日から施行する。

(改正)

令和6年 1月12日 [構成員の追加]

令和7年 2月 6日 [構成員の追加]

令和8年 2月 4日 [構成員の削除]

## 北九州港港湾脱炭素化推進協議会 構成員等

(五十音順)

## 【企業】

株式会社 IHI  
伊藤忠商事株式会社  
岩谷産業株式会社  
UBE 三菱セメント株式会社  
ENEOS 株式会社  
オーシャントランス株式会社  
川崎重工業株式会社  
北九州エル・エヌ・ジー株式会社  
株式会社北九州パワー  
九州電力株式会社  
九電みらいエナジー株式会社  
西部ガス株式会社  
山九株式会社  
シーメンス・エナジー株式会社  
ジャパンハイドロ株式会社  
株式会社商船三井  
商船三井テクノトレード株式会社  
新ケミカル商事株式会社  
住友商事九州株式会社  
双日株式会社  
大陽日酸株式会社  
鶴丸海運株式会社  
電源開発株式会社  
東京九州フェリー株式会社  
東京製鐵株式会社  
東芝エネルギーシステムズ株式会社  
トヨフジ海運株式会社  
日鉄エンジニアリング株式会社  
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社  
日鉄高炉セメント株式会社  
日本コークス工業株式会社  
株式会社日本政策投資銀行  
日本製鉄株式会社  
日本通運株式会社  
日本郵船株式会社  
阪九フェリー株式会社  
ひびきエル・エヌ・ジー株式会社  
響灘エネルギーパーク合同会社

ひびき灘開発株式会社  
株式会社響灘火力発電所  
福岡酸素株式会社  
富士電機株式会社  
株式会社ブリヂストン  
株式会社北拓  
マルエーフェリー株式会社  
三浦工業株式会社  
株式会社三井 E&S  
三井住友信託銀行株式会社  
三井物産株式会社  
三菱ケミカル株式会社  
三菱重工グループ  
(三菱重工(株)・三菱ロジスネクスト(株))  
三菱マテリアル株式会社  
株式会社名門大洋フェリー  
安川オートメーション・ドライブ株式会社

## 【協会】

関門港運協会  
小倉地区港運協会  
洞海港運協会  
福岡県倉庫協会  
福岡県トラック協会  
八幡港友会

## 【官公庁】

九州運輸局  
九州経済産業局  
九州地方整備局  
北九州市

(64 団体)

## 【事務局】

北九州市港湾空港局港湾整備部計画課  
北九州市環境局グリーン成長推進部  
グリーン成長推進課